

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成21年2月12日
【四半期会計期間】	第6期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社フェヴリナ （旧会社名 株式会社SDホールディングス）
【英訳名】	Favorina Co., Ltd. （旧英訳名 SD Holdings Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 英樹
【本店の所在の場所】	福岡市中央区天神二丁目14番8号
【電話番号】	092 - 720 - 5420
【事務連絡者氏名】	Accounting Finance Group 脇内 格
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区天神二丁目14番8号
【電話番号】	092 - 720 - 5420
【事務連絡者氏名】	Accounting Finance Group 脇内 格
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第3四半期 累計期間	第6期 第3四半期 会計期間	第5期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(千円)	1,162,048	702,050	6,000
経常利益又は経常損失() (千円)	9,687	35,557	114,650
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 ()(千円)	580,915	27,057	54,206
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	-	882,788	882,788
発行済株式総数(株)	-	469,866	469,866
純資産額(千円)	-	1,083,396	492,445
総資産額(千円)	-	1,316,308	498,371
1株当たり純資産額(円)	-	2,260.40	1,024.37
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額()(円)	1,236.48	57.59	115.36
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	80.7	96.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	28,336	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	5,092	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	295	-	-
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	783,772	-
従業員数(人)	-	111	4

(注) 1. 当社は平成20年8月1日付にて連結子会社を合併したことにより、第6期第3四半期末に連結子会社が存在しないため、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第5期及び第6期第3四半期会計期間は潜在株式は存在するものの四半期(当期)純損失を計上しているため、第6期第3四半期累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第5期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	111 (54)
---------	----------

(注)従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注状況

当社の提供するサービスは生産・受注活動を伴わないため、記載を省略しております。

(2) 仕入実績

当第3四半期会計期間における商品仕入実績は、次のとおりであります。

事業の名称	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
コミュニケーション・セールス事業(千円)	208,561
合計(千円)	208,561

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
コミュニケーション・セールス事業(千円)	702,050
合計(千円)	702,050

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当第3四半期会計期間の総販売実績に対する販売実績の割合が10%以上の相手先はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産の残高は1,316,308千円(前事業年度末498,371千円)、その内訳は流動資産1,273,443千円、固定資産42,864千円となり、前事業年度末に比べ817,936千円増加いたしました。これは主に当社の連結子会社であった株式会社フェヴリナとの合併による増加及び繰延税金資産の計上による増加であります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債の残高は232,911千円(前事業年度末5,926千円)となり、前事業年度末に比べ226,985千円増加いたしました。これは主に当社の連結子会社であった株式会社フェヴリナとの合併による増加であります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は1,083,396千円(前事業年度末492,445千円)となり、前事業年度末に比べ590,951千円増加いたしました。これは主に四半期純利益として580,915千円を計上したことによります。

(2) キャッシュ・フローの分析

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第2四半期会計期間末に比べ8,211千円増加し、783,772千円となりました。当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、3,715千円となりました。これは主として税引前四半期純損失35,804千円、たな卸資産の増加73,349千円、その他流動資産の減少56,815千円、未払金等のその他流動負債の増加51,134千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、4,792千円となりました。これは投資有価証券の清算による収入4,642千円及び長期貸付金の回収による収入150千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用された資金は295千円となりました。これはリース債務の返済による支出295千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、世界的な金融市場を混乱させる原因となった信用市場の問題が世界中で表面化したことにより、世界的な金融危機懸念が拡大し、企業におきましても収益の減少等、財務健全性を脅かす状況が続き、景気減速懸念が一段と強まっております。

その環境下におきまして当社は、平成20年8月1日付での連結子会社との合併によって、経営資源の選択と集中を具体化し、より敏速な経営判断を行い、安定した収益基盤の構築に注力してまいりました。

まず、新規顧客の獲得効率につきましては、スキンケアシリーズの基幹商品へと成長した「NANO ACQUA(ジェルパック)」のテレビCMや新インフォーマーシャルの投入等により高い水準を維持することが出来ました。次に既存顧客への対応といたしましては、スキンケアシリーズの販促強化を図り好調に推移いたしました。なお、テレビCM投入に関わる広告宣伝費の経費負担が増加しておりますが、事業計画の見込み範囲内となっております。

以上の結果、当第3四半期会計期間の業績は、売上高702,050千円、営業損失36,865千円、経常損失35,557千円、四半期純損失27,057千円となりました。

今後も当社は、事業基盤の強化を図り、収益性の向上に努めてまいります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

現在、景気は一段と厳しさを増しており、通販化粧品業界の競争もさらに厳しくなっております。このような環境のなか、当社は競合他社との差別化を図り、強みを活かす施策を展開してまいります。特に、新規にご購入いただいたお客様に、お喜び・ご納得いただき、再度ご注文いただけるための対応力向上に注力すると同時に、データベースマーケティングに基づく施策の実施、管理体制の充実を図ってまいります。

今後も事業基盤の安定と収益性の向上を図り、黒字体質の定着化を目指してまいります。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000
計	1,200,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	469,866	469,866	東京証券取引所 (マザーズ)	-
計	469,866	469,866	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

サイトデザイン株式会社(以下「同社」という。)が平成15年6月26日開催の第5期定時株主総会の決議に基づいて旧商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づく第2回新株予約権1,479個および平成15年7月25日開催の取締役会の決議に基づいて第3回新株予約権660個を発行しておりますが、平成15年9月24日の取締役会において承認決議された株式移転により完全子会社となる会社が同社一社のみであることや、同社の普通株式1株に対し当社の普通株式1株を割り当てること等を踏まえ、本新株予約権1,479個並びに660個にかかる義務を次のとおり承継いたしました。

また、平成15年10月27日開催の同社の臨時株主総会に第1号議案として付議し「ストック・オプションとして旧商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づく第4回ないし第7回新株予約権を発行する件」が承認され、発行される新株予約権合計521個(上限とする。)についてもその義務を承継することについて、承認されております。

なお、当社が承継した新株予約権および当社が発行した新株予約権の内容は次のとおりであります。

平成15年6月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	304個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,040株
新株予約権の行使時の払込金額	4,280円
新株予約権の行使期間	自平成16年7月1日 至平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,280円 資本組入額 2,140円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は10株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 払込金額は、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、払込金額は、株式分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、または新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

平成15年10月27日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	80個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	800株
新株予約権の行使時の払込金額	5,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年12月5日 至 平成22年1月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 5,000円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は10株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 払込金額は、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、払込金額は、株式分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、または新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

平成15年10月27日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	8個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	80株
新株予約権の行使時の払込金額	25,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年12月5日 至 平成22年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 25,000円 資本組入額 12,500円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は10株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 払込金額は、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、払込金額は、株式分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、または新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

平成15年10月27日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	16個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	160株
新株予約権の行使時の払込金額	25,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年12月5日 至 平成22年5月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 25,000円 資本組入額 12,500円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は10株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 払込金額は、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、払込金額は、株式分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、または新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

平成15年10月27日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	5個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50株
新株予約権の行使時の払込金額	16,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年12月5日 至 平成23年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 16,000円 資本組入額 8,000円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は10株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 払込金額は、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、払込金額は、株式分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、または新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成16年6月23日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	410個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	410株
新株予約権の行使時の払込金額	24,101円
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,101円 資本組入額 12,051円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は1株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 払込金額は、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、払込金額は、株式分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、または新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

平成17年6月28日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	5,660個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,660株
新株予約権の行使時の払込金額	14,644円
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 14,644円 資本組入額 7,322円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は1株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 払込金額は、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、払込金額は、株式分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月23日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,400個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,400株
新株予約権の行使時の払込金額	3,713円
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,713円 資本組入額 1,857円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は1株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 払込金額は、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、払込金額は、株式分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

平成19年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	9,350個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	9,350株
新株予約権の行使時の払込金額	3,750円
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成29年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,750円 資本組入額 1,875円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は1株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 払込金額は、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、払込金額は、株式分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	469,866	-	882,788	-	-

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 83	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 469,783	469,783	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	469,866	-	-
総株主の議決権	-	469,783	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,106株含まれております。
2. 「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1,106個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社フェヴリナ	福岡市中央区天神 二丁目14番8号	83	-	83	0.02
計	-	83	-	83	0.02

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,260	5,310	7,000	7,410	6,350	4,100	3,300	4,540	3,290
最低(円)	1,052	1,157	3,560	3,180	3,710	2,605	1,600	2,505	2,450

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

役職の変動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	-	取締役	-	遠藤 英樹	平成20年8月1日
専務取締役	-	取締役	-	神代 亜紀	平成20年8月1日
専務取締役	-	取締役	-	蔵原 朗子	平成20年8月1日
取締役	-	代表取締役社長	-	松浦 正英	平成20年8月1日

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	783,772	315,831
受取手形及び売掛金	140,957	-
商品	255,405	-
その他	96,828	71,325
貸倒引当金	3,520	-
流動資産合計	1,273,443	387,157
固定資産		
有形固定資産	1 9,306	1 -
無形固定資産	2,040	315
投資その他の資産	2 31,518	2 110,899
固定資産合計	42,864	111,214
資産合計	1,316,308	498,371
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	43,709	-
未払法人税等	3,692	2,624
返品調整引当金	4,165	-
その他	177,647	3,301
流動負債合計	229,215	5,926
固定負債		
その他	3,696	-
固定負債合計	3,696	-
負債合計	232,911	5,926
純資産の部		
株主資本		
資本金	882,788	882,788
資本剰余金	-	711,695
利益剰余金	179,710	1,112,901
自己株式	601	280
株主資本合計	1,061,898	481,303
新株予約権	21,498	11,142
純資産合計	1,083,396	492,445
負債純資産合計	1,316,308	498,371

(2) 【 四半期損益計算書 】
【 第 3 四半期累計期間 】

(単位 : 千円)

	当第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)
売上高	1,162,048
売上原価	1 227,004
売上総利益	935,043
返品調整引当金繰入額	4,165
返品調整引当金戻入額	4,128
差引売上総利益	935,005
販売費及び一般管理費	2 927,815
営業利益	7,190
営業外収益	
受取利息	337
受取補償金	1,536
その他	760
営業外収益合計	2,634
営業外費用	
支払利息	137
営業外費用合計	137
経常利益	9,687
特別利益	
前期損益修正益	2,096
抱合せ株式消滅差益	512,522
償却債権取立益	53
特別利益合計	514,672
特別損失	
固定資産除却損	291
特別損失合計	291
税引前四半期純利益	524,067
法人税、住民税及び事業税	10,203
法人税等調整額	46,645
法人税等合計	56,848
四半期純利益	580,915

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	702,050
売上原価	135,581
売上総利益	566,469
返品調整引当金繰入額	4,165
返品調整引当金戻入額	4,265
差引売上総利益	566,569
販売費及び一般管理費	603,435
営業損失()	36,865
営業外収益	
受取補償金	1,283
その他	106
営業外収益合計	1,389
営業外費用	
支払利息	81
営業外費用合計	81
経常損失()	35,557
特別利益	
償却債権取立益	53
特別利益合計	53
特別損失	
貸倒引当金繰入額	300
特別損失合計	300
税引前四半期純損失()	35,804
法人税、住民税及び事業税	666
法人税等調整額	9,413
法人税等合計	8,746
四半期純損失()	27,057

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	524,067
減価償却費	3,630
のれん償却額	1,823
固定資産除却損	291
抱合せ株式消滅差損益(は益)	512,522
貸倒引当金の増減額(は減少)	354
返品調整引当金の増減額(は減少)	37
賞与引当金の増減額(は減少)	817
受取利息及び受取配当金	337
支払利息	137
売上債権の増減額(は増加)	1,563
たな卸資産の増減額(は増加)	132,325
その他の流動資産の増減額(は増加)	60,633
仕入債務の増減額(は減少)	10,465
その他の流動負債の増減額(は減少)	8,413
その他	12,817
小計	42,428
利息及び配当金の受取額	337
利息の支払額	110
法人税等の還付額	16,020
法人税等の支払額	2,155
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,336
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の清算による収入	4,642
貸付金の回収による収入	450
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,092
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	295
財務活動によるキャッシュ・フロー	295
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	23,540
現金及び現金同等物の期首残高	315,831
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	491,481
現金及び現金同等物の四半期末残高	783,772

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項の 変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1. 一般債権の貸倒見積高の算 定方法	貸倒実績率等が被合併会社の前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、被合併会社の前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期会計期間末の棚卸高の算出については、実地棚卸を実施せず、被合併会社の前事業年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算出する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
(連結納税制度の適用)	連結納税制度を適用していましたが、連結子会社であった株式会社フェヴリナは平成20年8月1日付で当社(旧株式会社SDホールディングス)と合併し消滅会社となったことに伴い平成20年7月31日をもって税務上のみなし決算を行い、同日以降は連結納税制度を適用していません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 33,521千円</p> <p>2.長期貸付金に対する貸倒引当金2,940千円が含まれております。</p> <p>3.偶発債務 被合併会社である株式会社フェヴリナは、永田勝太郎氏(以下、同氏)より、平成19年12月19日付で著作権・肖像権侵害損害賠償請求に関する訴訟の提起を受けました。</p> <p>(1)当該訴訟の内容 同氏は、コエンザイムQ10に関する学術研究著作権を有していますが、被合併会社が、以前同氏の了承を得て制作したテレビ番組をベースに再編集したものを平成16年10月から平成19年5月までの間に放映したことにより、著作権・肖像権を侵害したとする損害賠償請求訴訟の提起を受けたものであります。</p> <p>被合併会社は、このテレビ番組について、番組制作会社へ番組内容の構成・撮影・編集などを委託しました。同氏の出演部分の映像利用については、同氏の了承を得ているものと認識しておりましたが、制作会社と同氏との間で明確な意思の一致がなかったとして本件の訴訟の提起に至った次第です。</p> <p>損害賠償請求金額 32,016千円</p> <p>(2)今後の見通し 当社といたしましては、同氏の主張する著作権・肖像権侵害には該当しないと考え、本件訴訟に対し対応しているところであります。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 1,003千円</p> <p>2.長期貸付金に対する貸倒引当金2,940千円が含まれております。</p>

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1. 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の商品評価損が売上原価に含まれておりま す。	
	790千円
2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は以下のとおりであります。	
広告宣伝費 貸倒引当金繰入額	505,611千円 268千円
当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は以下のとおりであります。	
広告宣伝費 貸倒引当金繰入額	367,577千円 119千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
	(千円)
現金及び預金勘定	783,772
現金及び現金同等物	<u>783,772</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 469,866株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 83株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 21,498千円

なお、当第3四半期会計期間末において権利行使期間の初日が到来していない新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 10名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 9,350株
付与日	平成19年8月2日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。但し、特別な事情がある場合と取締役会が認めた者は除く。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成21年7月1日 至平成29年6月26日 但し、特別な事情がある場合と取締役会が認めた者以外は権利確定後退職した場合は行使できない。
当第3四半期会計期間末残高	18,645千円

(注) 株式数に換算して記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年8月1日付で、連結子会社であった株式会社フェヴリナと合併しました。この結果、当第3四半期累計期間において繰越利益剰余金が512,522千円増加し、当第3四半期会計期間末において繰越利益剰余金が179,710千円となっております。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 3,311千円

2. 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 2,260.40 円	1株当たり純資産額 1,024.37 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 1,236.48 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 57.59 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益又は純損失金額() (千円)	580,915	27,057
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は純損失金額 () (千円)	580,915	27,057
期中平均株式数(株)	469,814	469,783
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、過年度においてリース契約を開始したものについて通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

被合併会社である株式会社フェヴリナ（連結子会社）と平成20年12月31日で連結した場合の四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりです。

（1）四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

科目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
	金額(千円)
売上高	1,949,554
売上原価	390,619
売上総利益	1,558,934
返品調整引当金繰入額	4,165
返品調整引当金戻入額	4,128
差引売上総利益	1,558,897
販売費及び一般管理費	1,459,956
営業利益	98,941
営業外収益	
受取利息	337
受取補償金	1,720
その他	900
営業外収益合計	2,958
営業外費用	
支払利息	137
営業外費用合計	137
経常利益	101,762
特別利益	
前期損益修正益	2,096
償却債権取立益	203
特別利益合計	2,300
特別損失	
固定資産除却損	291
役員退職慰労金	5,000
特別損失合計	5,291
税金等調整前四半期純利益	98,771
法人税、住民税及び事業税	2,316
法人税等調整額	47,468
法人税等合計	45,151
四半期純利益	143,922

(2) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
区分	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	98,771
減価償却費	6,190
のれん償却	3,282
固定資産除却損	291
貸倒引当金の増減額(は減少)	53
返品調整引当金の増減額(は減少)	646
賞与引当金の増減額(は減少)	2,450
受取利息及び受取配当金	337
支払利息	137
売上債権の増減額(は増加)	22,098
たな卸資産の増減額(は増加)	112,396
その他流動資産の減少額(は増加)	3,539
仕入債務の増減額(は減少)	16,752
その他流動負債の増減額(は減少)	46,298
その他	12,817
小計	51,392
利息及び配当金の受取額	337
利息の支払額	110
法人税等の還付額	16,020
法人税等の支払額	4,680
営業活動によるキャッシュ・フロー	62,959
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の清算による収入	4,642
貸付金の回収による収入	450
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,092
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	295
財務活動によるキャッシュ・フロー	295
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	67,755
現金及び現金同等物の期首残高	716,017
現金及び現金同等物の期末残高	783,772

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社フェヴリナ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉川 秀嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フェヴリナの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フェヴリナの平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期貸借対照表関係に関する注記に記載のとおり、会社は著作権及び肖像権の侵害に関する損害賠償請求訴訟の提起を受けている。当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生じるかもしれない負担金額については、四半期財務諸表に計上されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。